

収入保険制度の概要

- ・収入保険は、平成31年1月からスタートします。

<収入保険の具体的な仕組み>

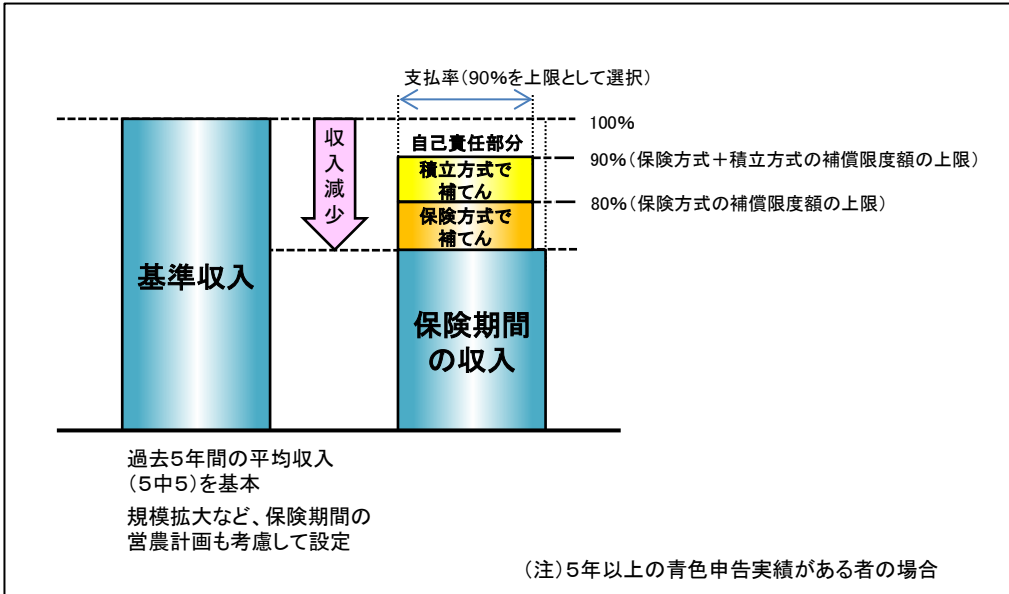
収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする保険です。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。
※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。
※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。
※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

<収入保険の補てん方式>



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%(保険80%+積立10%)、支払率90%を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

補てん金額

<加入1年目>

| | |
|------------------------|--------|
| ・ 保険料 (掛捨て) | 7.8万円 |
| ・ 積立金 {掛捨て ではない} | 22.5万円 |
| ・ 事務費 | 2.2万円 |
| 合計 | 32.5万円 |

| 収入減少の程度 (保険期間の収入) | 補てん金の 合計 | 保険方式 (保険金) | 積立方式 (特約補てん金) | 補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入) |
|----------------------|-------------|---------------|------------------|--------------------------------|
| 20%(800万円) | 90万円 | 0万円 | 90万円 | 890万円(89%) |
| 30%(700万円) | 180万円 | 90万円 | 90万円 | 880万円(88%) |
| 50%(500万円) | 360万円 | 270万円 | 90万円 | 860万円(86%) |
| 100%(0万円) | 810万円 | 720万円 | 90万円 | 810万円(81%) |

※ 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。